

動物愛護管理法は、このように変わります。

※法律の施行は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日からとなります。

1

動物愛護に関する基本指針や推進計画が定められます

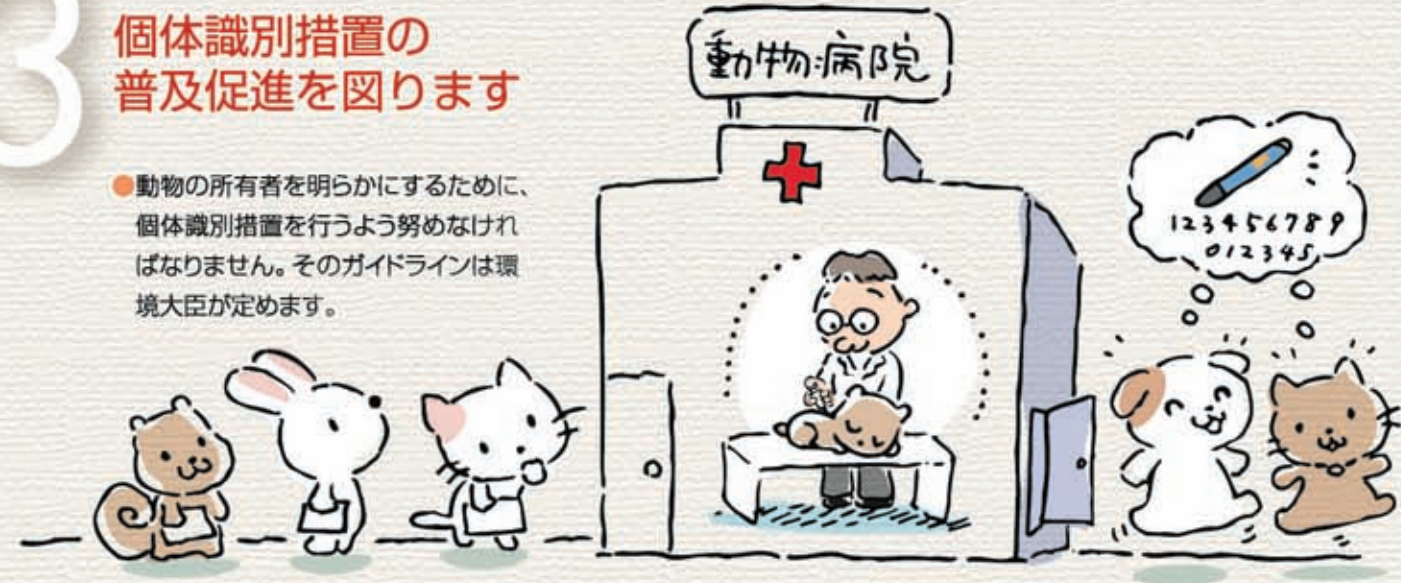
- 動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するため、環境大臣は基本指針を定めます。
- 都道府県は、基本指針に即して、動物愛護管理推進計画を定めます。



3

個体識別措置の普及促進を図ります

- 動物の所有者を明らかにするために、個体識別措置を行うよう努めなければなりません。そのガイドラインは環境大臣が定めます。



2

動物取扱業が届出制から登録制になります

- 悪質な業者は、登録を拒否されたり、登録の取消しや業務停止命令を受けます。
- 氏名や登録番号等を記した標識の掲示が義務づけられます。
- 「動物取扱責任者」の選任及び都道府県知事等が行う研修会の受講が義務づけられます。
- 新たに、動物との触れ合い施設、インターネットによる動物の販売等の飼養施設を持たない業者にも登録が義務づけられます。
- 動物の健康と安全の確保に加えて、鳴き声等による迷惑の防止も義務づけられます。

動物取扱業 動物の販売（その取次ぎ又は代理を含む）、保管、貸出し、譲渡、展示（動物との触れ合いの機会の提供を含む）等を行う業のことをいいます。

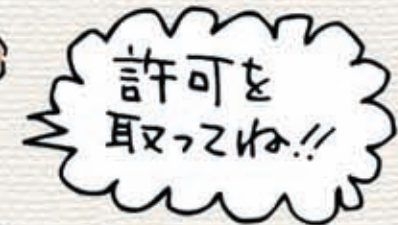


4

特定動物の飼養が全国一律の許可制となります

- 特定動物の飼養をする場合、都道府県知事等の許可が必要です。許可に当たっては、マイクロチップ等の個体識別措置が義務づけられます。

特定動物 クマやワニなど、人の生命等に害を加えるおそれがある危険な動物です。その種類は、政令で定められます。



column 1

犬やねこの社会化について

子犬や子ねこの時期は、発育過程の中で特に大切な時期（社会化期）です。この時期にケージの中で単独で飼われたり、人から十分な愛情が注がれないと、問題行動を起こす犬やねこになりがちです。社会化が十分に進んでいない幼齢な子犬や子ねこの譲渡は、動物と飼い主の両方にとって好ましくないことなのです。



column 2

マイクロチップとは

- マイクロチップは、皮膚の下に埋め込む小さな電子標識器具（ICチップ）です。
- マイクロチップを装着していると、動物が迷子になっても、すぐに身元が確認でき、飼い主の元に戻ってきます。



←原寸大
(直径2mm、長さ12mm)